

滋賀県パスポートセンター広告募集要項

1 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県パスポートセンター広告設置基準」および「滋賀県パスポートセンター広告設置要領」に基づいて行います。

2 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

3 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4 広告を設置できる期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの任意の期間

(ただし、契約は月単位とし、月の初日から月の末日まで設置するものとします。)

5 広告等設置料等

A1：1枠 7,000円/月(消費税および地方消費税含む。)

※ポスター広告と併せたパンフレットラックの使用を希望する場合は、上記金額に1,000円/月を付加するものとします。

※上記の広告等設置料には、行政財産使用料、消費税及び地方消費税を含みます。

※A1サイズ以外の広告設置についても御相談に応じますので、12に記載の電話番号までお問い合わせください。この場合の設置料は、別途定めることとします。

6 設置申込

別添「広告設置申込書」により申込みを行います。

【受付期間】

広告掲示希望月の初日の30日前まで。

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後4時30分までです。

※郵送の場合は、当日の消印を有効とします。

※メールの場合は、全てPDF形式で提出してください。

7 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定

に該当しない者であること。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号の規定に該当しない者であること。
- ③ 県税に滞納がない者であること。

(2) 基準

- ① 「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第2項各号および「滋賀県パスポートセンター広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者該当しないこと。
- ② 広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「滋賀県パスポートセンター広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

8 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県パスポートセンター広告設置基準に基づき審査します。
 - (2) 広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、広告設置期間の長い申込者を優先して設置者を決定します。
 - (3) (2)の場合において、広告設置希望期間が同じである申込者が募集件数を超えた場合は、公開抽選(くじ)により決定します。
- (注)抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

9 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者全員に通知します。

10 広告等設置料等の請求等

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告等設置料等を請求します。

11 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置期間は月単位とし、月の初日から月の末日まで掲示することとします。
- (2) 設置枠数は、仕様書のとおりです。
- (3) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県パスポートセンター広告設置基準、滋賀県パスポートセンター広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

12 申込み、問い合わせ先

滋賀県総合企画部 国際課旅券室

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番20号 電話 077-527-3323

E-mail cc0001@pref.shiga.lg.jp

【仕様書】

滋賀県パスポートセンターの広告設置に係る仕様書

1 施設の概要

名 称	滋賀県パスポートセンター
所 在 地	滋賀県大津市におの浜一丁目1番20号
設 置 目 的	旅券申請の受理・交付
施 設 の 主 な 用 途	申請窓口
営 業 時 間	午前9時から午後4時30分まで
休 館 日	土曜日、祝日（日曜日と重なる場合は祝日の振替休日）、年末年始
年 間 来 館 者 数	約7万人 (令和元年は約8万人)
備 考	主に滋賀県南部在住の方が来所されます。

2 募集広告に関する事項

種 類	ポスター
設 置 位 置	パスポートセンター壁面（ポスターパネルに収納）
規 格	A1サイズ（841mm×594mm）
数 量	4枠
備 考	・募集枠①～④のうちいずれに掲示するかは、こちらで決定いたします。 ・応募が少なく募集枠全てが埋まらない場合は、空いた場所にパスポートセンターからのお知らせ等を掲示する場合があります。 ・上記規格以外の広告設置についても御相談に応じますので、下記の電話番号までお問い合わせください。

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総合企画部 国際課旅券室

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番20号

電話番号 077-527-3323

F A X 077-527-3329

メールアドレス cc0001@pref.shiga.lg.jp

広告設置申込書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

滋賀県パスポートセンター広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県パスポートセンター広告設置基準、滋賀県パスポートセンター広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
		F A X	
E - m a i l			
広告等の設置等申込種類		ポスターの掲載 (A1) ・その他	
パンフレットスタンド使用の有無		有 ・ 無	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
見積額		金 _____ 円 ※上記金額は消費税及び地方消費税を含む。	
広告等の 内容	仕様		
	別添資料		
(参考) 予定広告 内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設置する内容		※デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。

添付書類

- 法人登記記載事項全部証明書
- 定款、寄付行為その他これらに類するもの
- 会社概要(パンフレット)等
- 行政財産使用許可申請書

様式第4号（第27条関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

申請者住所

氏名
（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

滋賀県公有財産事務規則第26条に規定する許可条件を遵守し、下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

記

使用財産の表示	施設の名称(口座名称)	滋賀県パスポートセンター（ ）
	区分	建物
	所在地等	大津市におの浜一丁目1番20号 ピアザ淡海1階
	使用部分・使用数量	広告(サイズ：) 枠 (m ²)
使用目的および用途	広告の設置	
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用許可申請理由	広告設置のため	
当該使用財産に係る管理責任者	氏名 連絡先 申請者との関係	
添付書類	1 関係図面（使用箇所を明記すること。） 2 使用目的が食堂等で運営に資格等が必要なものにあつては、当該資格等を有することを証する書類の写し	
備考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

下記の条件をよく確認の上、行政財産使用許可申請書を提出願います。

滋賀県公有財産事務規則（抄）

（許可条件）

第26条 行政財産の使用の許可をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもつて使用許可を受けた財産（以下「使用財産」という。）の管理にあたること。
- （2） あらかじめ承認を受けた場合のほか、使用財産の使用目的または原状を変更しないこと。
- （3） 使用者は、使用財産を他の者に転貸し、またはその使用权を担保に供してはならないこと。
- （4） 使用者が故意または過失により使用財産を荒廃させ、またはき損したときその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、または県に生じた損害を賠償すること。
- （5） 使用期間中に、公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき、または許可条件に違反する行為があると認められるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによつて生じた損失については県に対して補償を求めないこと。
- （6） 使用者は、許可期間が満了し、または許可を取り消されたときは、許可前の原状に回復して返還すること。
- （7） 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用は、県に対し請求することができないこと。
- （8） 使用者は、使用財産の状況について県が調査を行うときは、これに協力しなければならないこと。
- （9） 使用者は、財産の維持、保存等について県の指示を受けたときは、これに従わなければならないこと。
- （10） その他必要と認める事項